

実施要項

名古屋市立大学滝子キャンパス再編整備に係る食堂運営事業者選定実施要項

1 事業内容

学生・教職員（一般利用客含む）のサービス向上及び福利厚生を図ることなどを目的に、名古屋市立大学滝子キャンパスに、令和9年9月以降に開棟予定の新棟内に整備する食堂の運営について、委託事業者としてサービスの提供を行う。

2 物件等の概要

(1) 所在

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 名古屋市立大学滝子キャンパス 共同棟1階

(2) 用途

食堂の運営

(3) 面積

約201㎡（共有領域除く。詳細は仕様書参照。）

厨房2 約38㎡

食品庫2 約10㎡

厨房更衣室2 約3㎡

配膳室2 約17㎡

客席 約133㎡（55席）

(4) その他

不動産貸付の対象は公示4(4)による

【参考】

名古屋市立大学滝子キャンパス

○ 学生数（令和9年度）

学部1年生約1,260人

他学年の学部生及び大学院生約1,940人 合計約3,200人

○ 教職員等

200名程度

○ キャンパス内他店舗

- ・ 生協食堂 565席（予定）
- ・ カフェテリア 100席

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 選定日程

番号	内容	日時
①	公示（公募開始）	令和8年5月11日（月）10時00分
②	仕様書等の申込・配布開始	
③	質問の受付期限	令和8年5月22日（金）17時00分まで
④	質問回答書の送付	令和8年5月29日（金）
⑤	仕様書等の申込・配布期限	令和8年6月3日（水）17時00分まで
⑥	参加資格確認申請書類提出期間 企画提案書提出期間	令和8年6月1日（月）9時00分から 令和8年6月3日（水）17時00分まで
⑦	参加資格確認通知書の送付 1次審査結果通知書の送付（※1）	令和8年6月中旬（予定）
⑧	参加資格がないと認めた理由の説明 請求（※2）	⑦の通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を除く。）以内
⑨	⑧の回答（※2）	⑧の請求を受けた日の翌日から起算して 10日以内
⑩	ヒアリング	令和8年6月中旬～下旬（予定） （詳細は別途案内する。）
⑪	審査結果通知書の送付	令和8年6月中（予定）
⑫	非選定理由の説明請求（※3）	⑪の通知を受けた日の翌日から起算して 7日（休日を除く。）以内
⑬	⑫の回答（※3）	⑫の請求を受けた日の翌日から起算して 10日以内
⑭	協定書の締結	令和8年7月（予定）
⑮	新棟竣工 （貸付物件の内装工事含む）	令和9年8月末（予定）
⑯	使用貸借契約の締結	令和9年9月（予定）
⑰	貸付物件の事業者への引渡し	令和9年9月（予定）
⑱	新棟開棟、食堂営業開始	令和9年9月下旬以降（予定）

（※1）応募者4者以上により、1次審査を実施した場合に限る。

（※2）参加資格確認通知書において、参加資格がないと認められた者のみ

（※3）契約候補者に選定されなかった者のみ

5 応募資格

応募資格は次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 過去3年間飲食店運営による事業について実績有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (2) 著しく経営不振に陥っていないもの。(直近の決算で①債務超過に陥っていないこと。かつ、②累積欠損金がないこと。)
- (3) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱(平成19年2月15日付18経営第44号)に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとならない者等であること。
- (9) 本公示の日から優先交渉権者として選考される日までの間に、公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱(18経営第44号)又は名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止の期間中の者でないこと。
- (10) 本公示の日から優先交渉権者として選考される日までに、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間中の者でないこと。

- (11) 貸付する不動産の転貸は認めない。なお、フランチャイズ方式により運営を行う場合は、次のいずれかによること。①フランチャイズ加盟店による応募。②フランチャイズ本部で応募し、フランチャイズ加盟店へ使用貸借。
- (12) 本学理事長又は本学の役員・管理職の地位にある者が、応募者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にないこと。
- (13) 本公示の日から起算して過去1年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者であること。

6 仕様書等の配布

(1) 申込及び配布期限

ア 申込期限

令和8年6月3日（水）17時00分まで

イ 配布期限

令和8年6月3日（水）17時00分まで

(2) 申込方法

16 に示す電子メールアドレスに、仕様書等交付申請書（様式1）を送信すること。送信後は、16 に示す番号に電話で、担当者宛てに受信確認を行うこと。

(3) 配布方法

(2) において受信確認を行った後、担当者から電子メールにて送付する。

7 質問の受付

質問しようとする者は、質問書（様式2）に必要事項を記載して提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

16 に示す電子メールアドレスに、質問書（様式2）を送信すること。送信後は、16 に示す番号に電話で、担当者宛てに受信確認を行うこと。

8 質問に対する回答

全ての質問への回答をまとめた「質問回答書」を、令和8年5月29日（金）に、質問をした者全員に電子メールで送信する。併せて、仕様の補足等がなされることがあるので、質問及び回答については、参加資格確認申請書類、企画提案書の提出前に必ず確認すること。

9 参加資格確認申請書類及び企画提案書の提出期間等

(1) 提出期間

令和8年6月1日（月）9時00分から令和8年6月3日（水）17時00分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除くものとする。

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 参加資格確認申請書（様式3）
- (イ) 会社概要書（様式4）
- (ウ) 登記事項証明書
- (エ) 財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）

イ 企画提案書

- (ア) 企画提案書表紙（様式5）
- (イ) 運営方針（様式6）
- (ウ) スタッフの配置等（様式7）
- (エ) メニュー・接遇（様式8）
- (オ) 安全管理・食品管理（様式9）
- (カ) アピールポイント（様式10）

(3) 提出書類の作成方法及び提出部数

「参加資格確認申請書類及び企画提案書の作成・提出について」に従うこと。

(4) 提出方法

持参

(5) 提出先

16に示す担当部局に同じ

(6) 提出書類の取扱い

- ア 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書は返却しない。
- ウ 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - (ア) 参加資格を有しない者が提出した企画提案書
 - (イ) 記入事項を判読できない企画提案書
 - (ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書
 - (エ) 虚偽の事項が記載された企画提案書
 - (オ) 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書
 - (カ) 提出期間内に提出されなかった企画提案書

(キ) その他本公示等に定める条件に違反した企画提案書

エ 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
ただし、本学から指示があった場合を除く。

オ 参加資格確認申請書類及び企画提案書の提出後、本学が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書と同様に取り扱う。

カ 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表が特に必要と認められる場合は、本学は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

キ 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が追う。

ク 10(1)の「参加資格確認通知書」において、参加資格がないと認められた者が提出した企画提案書は審査しない。

10 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認は、参加資格確認申請書類及び企画提案書の提出期限の日を基準日として行い、その結果を「参加資格確認通知書」により電子メールで令和8年6月中旬ごろに通知する。

(2) 参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認めた理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

(1)の通知を受けた翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。ただし、提出については、休日等を除く9時00分から17時00分に限るものとする。

イ 提出方法

持参

ウ 提出先

16に記す担当部局に同じ

(3) (2)の説明を求められたときは、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

11 審査及び契約候補者の選定方法

審査は、企画提案書に基づくヒアリング審査にて実施する。なお審査は、「名古屋市立大学滝子キャンパス再編整備に係る食堂運営事業者選定委員会」が行う。

(1) ヒアリングの実施

ア 日程

令和8年6月中旬～下旬

※ 詳細については、「参加資格確認通知書」において参加資格が有と認められた者にのみ別途連絡する。

イ ヒアリング審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書のみを使用し、他の資料を使用しないこと。

ウ ヒアリング審査は、別添の「評価基準」に従い実施する。

エ ヒアリング時間は提案者1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

オ 応募者が4者以上の場合は、1次審査を実施し、上位3者にのみヒアリング審査を行う。この場合、1次審査の結果は「1次審査結果通知書」により電子メールで、令和8年6月中旬ごろに送付する。また1次審査を実施した場合、ヒアリング審査の詳細連絡はアによらず、1次審査を通過した者にのみ別途連絡する。1次審査は、提出された会社概要（様式4）と財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）を用いて、相対評価により審査する。ただし、債務超過の場合は、失格とする。

(2) 契約候補者の選定

ア 「評価基準」に基づく審査の結果、最も点数の高い提案者を契約候補者として選定し、協定書の締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と協定書の締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、協定書の締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が1者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

12 審査結果の通知及び結果の公表

審査の結果は、企画提案書を提出した全ての提案者に対して、「審査結果通知書」にて電子メールで通知する。

13 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者に選定されなかった者は、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

12 の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内。ただし、提出については、休日等を除く9時00分から17時00分に限るものとする。

イ 提出方法

持参

ウ 提出先

16 に示す担当部局に同じ

- (2) (1) の説明を求められたときは、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

14 協定書・使用貸借契約の締結

契約候補者選定後、協定書を締結し、本学との協議を行う。その後、本学との協議が調い次第、使用貸借契約締結の手続きを行う。

15 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 参加資格確認申請書類及び企画提案書の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

- (4) 本公募の提案者が本学から受領した書類は、本学の承諾なく公表又は使用してはならない。

- (5) 参加資格確認申請書類及び企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面（様式自由）により届け出ること。

- (6) 参加資格確認申請書類及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

- (7) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (8) 談合情報が寄せられた場合又はその他の理由により、本公募を中止することがある。なおこれらの場合においても、参加資格確認申請書類及び企画提案書の作成、試食品の用意など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

16 問合せ先

〒467-8501

名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1番地

名古屋市立大学 事務局教育研究部 学生課（勝上（かつうえ））

電話 052-872-5043

FAX 052-872-5044

メール shienschomu@sec.nagoya-cu.ac.jp

17 仕様書等配布書類一覧

番号	様式	書類名
【提出書類様式】		
①	様式1	仕様書等交付申請書
②	様式2	質問書
③	様式3	参加資格確認申請書
④	様式4	会社概要書
⑤	様式5	企画提案書表紙
⑥	様式6	運営方針
⑦	様式7	スタッフの配置等
⑧	様式8	メニュー・接遇
⑨	様式9	安全管理・食品管理
⑩	様式10	アピールポイント
【その他関連書類】		
⑪		参加資格確認申請書類及び企画提案書の作成・提出について
⑫		参加資格確認通知書（案）
⑬		1次審査結果通知書（案）
⑭		審査結果通知書（案）
⑮		評価基準
⑯		仕様書等
⑰		名古屋市立大学滝子キャンパス再編整備に係る食堂運営事業協定書（案）
⑱		公立大学法人名古屋市立大学不動産使用貸借契約書（案）

※ ③～⑱は、6において仕様書等交付申請書（様式1）で申請した者に配布する。